

### 3 大気関係資料

表 3 - 1 環境基準及びその評価方法

区分	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1時間値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmのゾーン内、又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1年間平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年間平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年間平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1年間平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
長期的評価	1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下	1日平均値の2%除外値が10ppm以下	1日平均値の2%除外値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下	1日平均値の98%値が0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下	—	—	—	—	—
	年間における1日平均値のうち高い方から2%の範囲内にあるものを除外したもの（1日平均値の2%除外値）について行う。 ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は環境基準に適合しないこととする。				年間における1日平均値のうち低い方から98%に相当するもの（1日平均値の98%値）について行う。	—	—	—	—
短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1時間値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	—	1時間値が0.06ppm以下であること。	—	—	—	—

(備考) 長期的評価については、年間測定時間が6,000時間未満の場合には、評価対象としないこととなっている。

表 3 - 2 大気関係公害防止協定値

企業名	項目	締結年月	硫黄酸化物 排出量 (Nm <sup>3</sup> /H)	窒 素 酸 化 物		ば い じ ん	
				排出量 (Nm <sup>3</sup> /H)	排出濃度 (ppm)	排出量 (kg/H)	排出濃度 (mg/Nm <sup>3</sup> )
新日本製鐵(株)	大分製鐵所	昭 48. 10	957.0	—	共火ボイラー 180	247.6	焼結炉 50
昭和電工(株)及び そのグループ各社	新日鐵化学(株)	平 元. 3	210.0	203.0	工場ボイラー 130 2号ボイラー 160 3号ボイラー 75 ガスタービン 70	49.0	2号ボイラー 70 3号ボイラー 35 共同焼却炉 100
大分製造所	九州石油(株)	平 元. 3	13.3	19.2	第2スチレン加熱炉 80	6.8	第2スチレン加熱炉 46
大分製油所	住友化学工業(株)	平 4. 3	200.0	122.8	ボイラー 160 重油専焼加熱炉 170	62.8	ボイラー 130 重油専焼加熱炉 100
大分工場	王子板紙(株)	昭 51. 2	70.0	49.2	2号ボイラー 180	13.4	2号ボイラー 30
大分工場	九州電力(株)	平 14. 11	78.1	83.9	ST-1 焼却炉 500 1号焼却炉 150	19.5	ST-1 焼却炉 150 1号焼却炉 30
新大分発電所	日鉱金属(株)	昭 58. 9	—	300	RPFボイラー 165	—	RPFボイラー 30
佐賀関精錬所	太平洋セメント(株)	平 8. 6	577.4	137.3	1、2号系列 12.5	—	—
津久見工場		昭 47. 6	既設工場 85 増設工場 125	—	銅溶鋳炉 70 銅乾燥炉 160 ディーゼル機関 950	93.7	銅溶鋳炉 80 銅乾燥炉 170

備考 1 協定値は、年次区分等によって段階的に厳しく定められていることから、最終的な数値を掲げている。  
 2 窒素酸化物及びばいじんの排出濃度は、主な施設について掲げている。

## 4 水質関係資料

表4-1 水質環境基準等

### 1 人の健康の保護に関する環境基準

(単位：mg/ℓ)

項目	基準値
カドミウム	0.01
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01
6価クロム	0.05
砒素	0.01
総水銀	0.0005
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02
四塩化炭素	0.002
1,2-ジクロロエタン	0.004
1,1-ジクロロエチレン	0.02
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	1
1,1,2-トリクロロエタン	0.006
トリクロロエチレン	0.03
テトラクロロエチレン	0.01
1,3-ジクロロプロペン	0.002
チウラム	0.006
シマジン	0.003
チオベンカルブ	0.02
ベンゼン	0.01
セレン	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10
ふっ素	0.8
ほう素	1

### 2 要監視項目及び指針値

(単位：mg/ℓ)

項目	指針値
クロロホルム	0.06
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04
1,2-ジクロロプロパン	0.06
p-ジクロロベンゼン	0.3
イソキサチオン	0.008
ダイアジノン	0.005
フェニトロチオン (MEP)	0.003
イソプロチオラン	0.04
オキシ銅 (有機銅)	0.04
クロロタロニル (TPN)	0.05
プロピザミド	0.008
EPN	0.006
ジクロルボス (DDVP)	0.008
フェノブカルブ (BPMP)	0.03
イプロベンホス (IBP)	0.008
クロルニトロフェン (CNP)	—
トルエン	0.6
キシレン	0.4
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06
ニッケル	—
モリブデン	0.07
アンチモン	—

備考1 基準値は年間平均値。ただし、全シアンに係る基準値については最高値である。

2 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

3 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道 1 級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上8.5以下	1 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN /100ml以下	第1の2 の(2)によ り水域類 型ごとに 指定する 水域
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN /100ml以下	
B	水道 3 級 水産 2 級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5,000MPN /100ml以下	
C	水産 3 級 工業用水 1 級及 びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上8.5以下	5 mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—	
D	工業用水 2 級 農業用水及びE の欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	8 mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—	
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が みとめられない こと。	2 mg/ℓ 以上	—	
	測定方法	規格12.1に定め る方法又はガラ ス電極を用いる 水質自動監視測 定装置によりこ れと同程度の計 測結果の得られ る方法	規格21に定める 方法	付表 8 に掲げる 方法	規格32に定める 方法又は隔膜電 極を用いる水質 自動監視測定装 置によりこれと 同程度の計測結 果の得られる方 法	最確数による定 量法	
備 考							
<p>1 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量 5 mg/ℓ 以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう。(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>4 量確数による定量法とは、次のものをいう。(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>試料10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した4段階（試料が0.1ml以下の場合は1mlに希釈して用いる。）を5本ずつBGLB醗酵管に移植し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100ml中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量に移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量に移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。</p>							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 // 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 // 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 // 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 // 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 // 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 // 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ				
項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当水域
		全	亜鉛	
生物特 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下		第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物 B	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下		
生物特 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下		
生物 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下		
測定方法		規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。又、規格53で使用する水については付表9の1(1)による。）		
備考 基準値は年間平均値とする。				

(2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上の人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量(COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上8.5以下	1 mg/ℓ 以下	1 mg/ℓ 以上	7.5mg/ℓ 以上	50MPN /100ml以下	第1の2 の(2)によ り水域類 型ごとに 指定する 水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下 の欄に掲げるも の	6.5以上8.5以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN /100ml以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びC の欄に掲げるも の	6.5以上8.5以下	5 mg/ℓ 以下	15mg/ℓ 以上	5 mg/ℓ 以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上8.5以下	8 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2 mg/ℓ 以上	—	
測定方法		規格12.1に定め る方法又はガラ ス電極を用いる 水質自動監視測 定装置によりこ れと同程度の計 測結果の得られ る方法	規格17に定める 方法	付表8に掲げる 方法	規格32に定める 方法又は隔膜電 極を用いる水質 自動監視測定装 置によりこれと 同程度の計測結 果の得られる方 法	最確数による定 量法	
備 考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 “ 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 “ 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産3級の水産生物用  
 “ 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用  
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 “ 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの  
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値		該当水域
		全 窒 素	全 燐	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄 に掲げるもの	0.1mg/ℓ 以下	0.005mg/ℓ 以下	第1の2の(2)により 水域類型ごとに指定 する水域
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ℓ 以下	0.01mg/ℓ 以下	
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下 の欄に掲げるもの	0.4mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下	
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下	
Ⅳ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/ℓ 以下	0.1mg/ℓ 以下	
測定方法		規格45.2、45.3又は45.4 に定める方法	規格46.3に定める方法	
備 考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、 全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 “ 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 “ 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）  
 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用  
 “ 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用  
 “ 3種：コイ、フナ等の水産生物用  
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ				
項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当水域
		全	亜鉛	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下		第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下		
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下		
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下		
測定方法		規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。又、規格53で使用する水については付表9の1(1)による。）		
備考 基準値は年間平均値とする。				

(3) 海 域

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量(COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出 物質(油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全及 びB以下の欄に 掲げるもの	7.8以上8.3以下	2 mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN /100ml以下	検出されないこと	第1の2 の(2)により 水域類型ごと に指定する 水域
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲 げるもの	7.8以上8.3以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—	検出されないこと	
C	環境保全	7.0以上8.3以下	8 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—	—	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	付表9に掲げる方法	
備 考							
<p>1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。</p> <p>2 アルカリ性法とは次のものをいう。</p> <p>試料50mlを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%) 1mlを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/ℓ) 10mlを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後、よう化カリウム溶液(10w/v%) 1mlとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%) 1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1) 0.5mlを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/ℓ) ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。</p> $\text{COD}(\text{O}_2\text{mg}/\ell) = 0.08 \times [(b)-(a)] \times f \text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000 / 50$ <p>(a)：チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/ℓ)の測定値(ml)                  (b)：蒸留水について行った空試験値(ml)                  fNa<sub>2</sub>S<sub>2</sub>O<sub>3</sub>：チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/ℓ)の力価</p>							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
 “ 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用  
 3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値		該当水域
		全 窒 素	全 磷	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以下	第1の2の(2)により 水域類型ごとに指定 する水域
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下	
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下	
Ⅳ	水産3種、工業用水 生物生息環境保全	1mg/ℓ 以下	0.09mg/ℓ 以下	
測定方法		規格45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	
備 考				
<p>1 基準値は、年間平均とする。</p> <p>2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。</p>				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
 “ 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
 “ 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度



ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		該当水域
		全	鉛	
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/l 以下		第1の2の(2) により水域類 型ごとに指定 する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の生息する産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/l 以下		
測定方法		規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。又、規格53で使用する水については付表9の1(1)による。）		X
備考 基準値は年間平均値とする。				

表4-2 環境基準類型指定状況（平成15年3月31日現在）

(1) 河川

水系等の区分	水域名	範囲	水域 類型	達成 期間	指定年月日 告示等
山国川水系	山国川(1)	新谷橋より上流	AA	イ	昭和48年3月31日 環境庁告示第21号
	山国川(2)	新谷橋より下流	A	イ	
	津民川	全域	AA	イ	昭和62年5月15日 県告示第698号
	跡田川	全域	A	イ	
県北河川	犬丸川	全域	A	ロ	昭和49年4月1日 県告示第477号
	駅館川	全域（津房川を含む。）	A	イ	
	寄藻川	全域	A	イ	
	桂川	全域	A	イ	
別杵速見河川	八坂川	全域	A	イ	昭和49年4月1日 県告示第477号
	朝見川上流	観海寺橋より上流	A	イ	
	朝見川下流	観海寺橋より下流	C	ロ	
大分市内河川	住吉川	全域（流入する支川を含む。）	E	ハ	昭和47年4月1日 県告示第227号
	祓川	全域	B	ハイ	平成11年3月31日 県告示第289号
	丹生川上流 丹生川下流	松本橋より上流（支川を除く。） 松本橋より下流（支川を除く。）	A B	イ ロ	
大分川水系	大分川上流	小野鶴橋より上流（流入する支川を含む）	A	イ	昭和47年4月1日 県告示第227号
	大分川中流	小野鶴橋から府内大橋まで（流入する支川を含む）	A	ロ	
	大分川下流	府内大橋より下流（流入する支川を含む）	B	ハ	
大野川水系	大野川上流	筒井大橋より上流（流入する支川を含む）	A	イ	昭和47年4月1日 県告示第227号
	大野川下流	筒井大橋より下流（流入する支川を含む）	A	ロ	
	乙津川	原川を除く全域	A	イ	平成7年6月2日 県告示第592号
	原川	全域	C	ロ	
臼杵市内河川	臼杵川	全域	A	イ	昭和49年4月1日 県告示第477号
番匠川水系	番匠川上流	潮止堰より上流	A	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	番匠川下流	潮止堰より下流	B	ロ	
	堅田川上流	柏江橋より上流	A	イ	
	堅田川下流	柏江橋より下流	B	ロ	
	木立川	全域	B	イ	
	中川	全域	B	イ	平成7年6月2日 県告示第592号
	中江川	全域	B	イ	
筑後川水系	筑後川(1)	松原ダムより上流	AA	イ	昭和48年3月31日 環境庁告示第21号
	筑後川(2)	松原ダムから豆津橋まで	A	イ	
	大肥川	全域	A	イ	昭和62年5月15日 県告示第698号
	花月川	全域	A	イ	
	庄手川	全域	A	イ	
	玖珠川	全域	A	イ	
町田川	全域	AA	イ		

(2) 湖沼

水域名	範囲	水域 類型	達成 期間	指定年月日 告示等
松原ダム貯水池（梅林湖）	全域	A	イ	平成15年3月27日 環境省告示第36号

備考 1 達成期間の欄中の記号は、次の期間を示す。  
「イ」はただちに達成  
「ロ」は5年以内可及的速やかに達成  
「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

(2) 海 域  
ア 海 域

水系等の区分	水 域 名	範 囲	水域 類型	達成 期間	指定年月日 告 示 等
周 防 灘	豊前地先海域 響灘及び周防灘	別記1参照	A	ハ	昭和49年5月13日 環境庁告示第39号
		別記2参照	A	イ	
国東半島地先水域		別記3参照	A	イ	昭和50年4月1日 県告示第370号
別 府 湾	住吉泊地水域	別記4参照	C	イ	昭和49年7月1日 県告示第796号
	乙津泊地水域	別記5参照	C	イ	
	鶴崎泊地水域	別記6参照	C	イ	
	大分港水域	別記7参照	B	イ	
	別府港水域	別記8参照	B	イ	
	守江港	別記9参照	B	イ	
	別府湾中央水域	別記10参照	A	3年以内	
	別府湾東部水域	別記11参照	A	イ	平成11年3月31日 県告示第289号
	大野川東部水域	別記12参照	B	イ	
	佐賀関港	別記13参照	B	イ	
北海部郡東部地先		別記14参照	A	イ	平成10年3月31日 県告示第300号
臼杵湾		別記15参照	A	イ	昭和49年4月1日 県告示第477号
津久見湾		別記16参照	A	イ	昭和49年4月1日 県告示第477号
佐 伯 湾	甲 水 域	別記17参照	C	ロ	昭和46年5月25日 閣 議 決 定
	乙 水 域	別記18参照	B	ロ	
	丙 水 域	別記19参照	B	ロ	
	丁 水 域	別記20参照	A	イ	
南海部郡地先水域		別記21参照	A	イ	昭和53年4月1日 県告示第336号

## イ 全窒素・全燐に係る環境基準

水系等の区分	水 域 名	範 囲	水域 類型	達成 期間	指定年月日 告 示 等
松原ダム貯水池（梅林湖）		全 域	湖沼 Ⅲ	ニ	平成15年3月27日 環境省告示第36号
周 防 灘	響灘及び周防 灘(ニ)	別記22参照	海域 Ⅱ	イ	平成15年3月27日 環境省告示第35号
国東半島地先		別記23参照	Ⅱ	イ	平成10年3月31日 県告示第301号
別 府 湾	別府湾(イ)	別記24参照	Ⅱ	イ	
	別府湾(ロ)	別記25参照	Ⅱ	イ	
北海部郡東部地先		別記14参照	Ⅱ	イ	
臼杵湾		別記15参照	Ⅱ	イ	
津久見湾		別記16参照	Ⅱ	イ	
佐 伯 湾		別記25参照	Ⅱ	イ	

備考 1 達成期間の欄中の記号は、次の期間を示す。

「イ」はただちに達成

「ロ」は5年以内可及的速やかに達成

「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成

「ニ」は段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める

\* 松原ダム貯水池の全窒素0.46mg/l（暫定目標 平成20年度）

別記

No	水域名	水域の範囲
1	豊前地先海域	大分県長崎と北九州市門司区網ノ鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
2	響灘及び周防灘	宇部市黒崎と大分県長崎を結ぶ線、下関市網代崎と北九州市八幡崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって豊前地先海域並びに昭和46年5月25日閣議決定の宇部東港、宇部本港、工業運河、栄川入江、小野田港、宇部・小野田地先海域(甲)、宇部・小野田地先海域(乙)、奥洞海、製鉄戸畑泊地、堺川泊地、洞海湾湾口部及び響灘に係る部分を除いたもの
3	国東半島地先水域	香々地町長崎鼻から杵築市白石鼻に至る陸岸の地先海域
4	住吉泊地水域	大分港住吉東防波堤燈台から大分港住吉西防波堤燈台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
5	乙津泊地水域	大分港乙津東防波堤燈台から大分港乙津西防波堤燈台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
6	鶴崎泊地水域	大分港鶴崎東防波堤燈台から大分港鶴崎西防波堤燈台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
7	大分港水域	大分市白木三角点、同三角点より24度20分2,100mの地点、大分市千歳三角点より24度40分6,100mの地点、同地点から136度の線と大分市大在大野川右岸北端と杵築市白石鼻とを結ぶ線の交点、大分市大在大野川右岸北端の各点を順次結んだ線及び陸岸で囲まれた海域
8	別府港水域	両郡橋(別府市と大分市との境界地点)から島山山頂まで引いた線、別府市と日出町との境界陸岸地点から大崎鼻まで引いた線及び別府市と日出町との境界陸岸地点から両郡橋に至る陸岸により囲まれた海域
9	守江港水域	杵築市権現鼻と同市住吉浜燈台とを結んだ線及び陸岸で囲まれた海域
10	別府湾中央水域	大分市大在大野川右岸北端と杵築市白石鼻とを結んだ線及び陸岸で囲まれた区域から守江港水域、別府港水域、大分港水域、鶴崎泊地水域、乙津泊地水域及び住吉泊地水域を除く海域
11	別府湾東部水域	杵築市白石鼻と大分市大在大野川右岸北端を結ぶ線及び大分市大在大野川右岸北端から佐賀関町関崎に至る海岸に囲まれた海域で、大野川東部水域及び佐賀関港の水域を除く水域
12	大野川東部水域	次の各点を順次結んだ線及び陸岸で囲まれた水域 (1) 大分市大在大野川右岸北端 (2) 大分市大在大野川右岸北端と杵築市白石鼻とを結ぶ線と大分臨海工業地帯1号地北東端から10度1,800mの点と大分市大字竹下と大字里との境界と海岸との交点から358度22分3,000mの点とを結ぶ線の交点 (3) 大分市大在竹下と大字里との境界と海岸との交点から358度22分3,000mの点 (4) 大分市と北海部郡佐賀関町との境界と海岸との交点から101度52分514mの地点から358度22分4,080mの点 (5) 大分市と北海部郡佐賀関町との境界と海岸との交点から101度52分514mの点
13	佐賀関港	北海部郡佐賀関町踊鼻と同町若獅子鼻を結ぶ線及び陸岸で囲まれた水域
14	北海部郡東部地先	北海部郡佐賀関町関崎と愛媛県佐田岬を結ぶ線から臼杵市下ノ江港灯台に至る陸岸の地先海域
15	臼杵湾	臼杵市下ノ江港灯台から津久見市楠屋鼻に至る陸岸の地先海域
16	津久見湾	津久見市楠屋鼻から南海部郡上浦町蒲戸崎に至る陸岸の地先海域
17	佐伯湾(甲)	番匠川河口左岸と大入島トードー鼻を結ぶ線、大入島守後鼻と下り松鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
18	佐伯湾(乙)	野崎鼻と片白島南端を結ぶ線、同島、同島北端と元ヶ鼻を結ぶ線、大入島、同島トードー鼻と番匠川河口左岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
19	佐伯湾(丙)	大入島大字高松浦上浦936番地と佐伯市大字二栄漁港防波堤先端を結ぶ線、大入島、同島守後鼻と下り松鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
20	佐伯湾(丁)	南海部郡上浦町蒲戸崎から鶴御崎に至る陸岸の地先海域であって、佐伯湾(甲)、佐伯湾(乙)及び佐伯湾(丙)に係る部分を除いたもの
21	南海部郡地先水域	鶴御崎(鶴見町と米水津村との境界陸岸地点)から大分県と宮崎県の境界陸岸地点に至る陸岸の地先海域
22	響灘及び周防灘(ニ)	北九州市網ノ鼻とB点(網ノ鼻から南東方22,100mの地点(北緯33度48分7秒、東経131度11分54秒)を結ぶ線、同地点とC点(B地点から東方20,600mの地点(北緯33度48分7秒、東経131度25分7秒)を結ぶ線、同地点と大分県長崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
23	国東半島地先	西国東郡香々地町長崎鼻から杵築市白石鼻に至る陸岸の地先海域
24	別府湾(イ)	大分市大在大野川右岸北端と杵築市白石鼻を結ぶ線及び陸岸で囲まれた海域であって、鶴崎泊地、乙津泊地、住吉泊地を除いたもの
25	別府湾(ロ)	大分市大在大野川右岸北端と杵築市白石鼻を結ぶ線、杵築市白石鼻と北海部郡佐賀関町関崎を結ぶ線及び陸岸で囲まれた海域
26	佐伯湾	南海部郡上浦町蒲戸崎から鶴御崎に至る陸岸の地先海域



(2) 海域 (COD)

(単位: mg/l)

水域	類型	測定地点	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	
			75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定	75%値 判定
周防灘	豊前地先	A	Sust-4	3.2	2.7	2.5	2.8	2.4	2.9	2.6	3.2	2.6	2.4
			Sust-6	2.7	2.4	2.1	2.4	2.6	2.7	2.6	2.5	3.1	2.4
			Sust-8	3.7	2.5	2.5	2.9	2.4	2.9	3.4	2.9	3.4	2.6
			Sust-12	—	—	—	—	—	2.4	2.2	2.4	3.7	3.2
	響灘及び周防灘	A	Sust-11	3.0	2.2	2.1	2.1	2.3	2.4	2.4	2.2	2.6	2.0
国東半島地先	A	Kst-1	2.9	2.0	1.7	2.0	1.9	2.1	2.4	2.3	2.6	1.9	
		Kst-3	2.2	2.1	1.9	1.9	1.8	2.2	2.3	2.5	2.1	1.9	
		Kst-5	2.3	1.9	2.3	1.8	1.9	2.0	2.2	1.9	2.0	1.7	
別府湾	住吉泊地	C	Bst-1	3.2	2.9	2.7	3.0	3.5	2.8	2.8	2.9	3.0	3.9
	乙津泊地	C	Bst-2	2.9	2.8	2.7	2.8	2.7	2.7	2.9	2.3	2.6	4.0
	鶴崎泊地	C	Bst-3	2.5	2.8	2.8	2.2	2.4	2.6	2.6	2.3	2.7	3.7
	大分港	B	Bst-4	3.0	2.6	2.6	2.3	2.3	2.9	2.2	2.2	1.9	2.9
			Bst-22	2.6	2.5	2.6	2.2	2.1	2.6	2.2	2.0	2.2	2.7
			Bst-5	2.7	2.0	2.7	2.3	2.2	2.5	2.2	2.0	2.6	3.1
			Bst-21	3.5	2.5	3.5	2.7	2.6	2.8	2.5	2.7	2.7	3.1
	別府港	B	Bst-8	3.1	2.4	2.3	2.4	2.6	3.5	2.4	2.4	2.4	2.2
			Bst-9	2.8	2.1	2.1	1.9	2.3	2.9	2.3	2.6	2.2	2.6
	守江港	B	Bst-10	2.4	1.8	2.0	2.0	2.0	2.1	2.3	2.2	2.3	2.5
	別府湾中央	A	Bst-11	2.9	2.0	2.3	2.0	2.2	2.9	2.3	2.3	1.8	1.9
			Bst-15	3.3	2.0	2.3	2.2	2.1	2.4	2.0	2.5	1.9	2.5
			Bst-16	2.4	2.0	2.2	2.0	2.0	2.4	2.0	2.2	2.0	2.5
			Bst-12	2.8	2.0	2.3	1.9	2.0	2.5	1.9	2.0	2.0	2.3
			Bst-6	2.6	2.1	2.4	2.2	2.3	2.3	2.2	2.1	2.3	3.0
	大野川東部	B	Bst-7	2.4	2.1	2.4	2.1	2.2	2.3	2.2	1.9	2.0	2.6
			Bst-17	2.5	1.8	2.0	1.8	1.8	2.3	2.0	1.8	1.8	2.1
	別府湾東部	A	Bst-19	2.2	1.9	2.0	1.8	1.9	2.1	1.8	1.8	2.0	2.0
Bst-18			2.0	1.6	1.7	1.8	1.9	2.0	1.8	2.0	2.0	2.0	
Bst-20			2.5	2.0	2.2	1.8	1.9	2.1	2.0	2.0	2.0	2.0	
Bst-20			2.5	2.0	2.2	1.8	1.9	2.1	2.0	2.0	2.0	2.0	
佐賀関港	B	SGst-3	2.5	1.8	2.5	1.9	1.9	2.3	2.4	1.9	2.4	2.0	
北東部郡地先	A	Fst-1	1.4	1.3	1.4	1.4	<0.5	1.8	1.7	1.5	1.6	1.5	
		Fst-3	1.5	1.4	1.4	1.5	1.6	1.5	1.6	1.6	2.0	1.6	
		Fst-4	1.7	1.4	1.5	1.7	1.8	1.9	1.9	1.9	1.7	1.6	
臼杵湾	A	Ust-2	2.6	2.1	2.3	1.7	2.2	2.4	1.9	1.9	1.9	1.9	2.2
		Ust-4	2.1	1.8	2.2	1.8	2.0	1.9	1.9	1.9	1.8	1.9	
		Ust-5	2.2	1.9	2.1	2.0	1.8	2.0	1.8	1.9	1.9	2.4	2.1
津久見湾	A	Tst-1	1.8	2.1	2.0	2.1	1.9	2.0	2.1	2.3	1.9	2.2	
		Tst-2	2.4	1.8	2.0	1.7	1.8	2.1	1.8	2.1	1.7	2.0	
		Tst-3	1.9	1.6	2.0	1.8	1.8	2.0	1.8	2.0	1.9	1.9	
		Tst-4	1.8	1.8	2.1	2.0	2.5	2.2	1.8	2.1	2.2	1.9	
佐伯湾	甲水域	C	Sst-1	3.3	2.3	2.3	2.6	2.6	2.3	2.2	2.3	2.0	2.2
			Sst-2	3.4	2.4	2.6	2.8	2.7	2.3	2.2	2.3	2.1	2.3
			Sst-3	4.0	2.9	2.7	2.4	2.7	2.2	2.1	2.1	1.9	2.0
	乙水域	B	Sst-4	2.3	1.8	2.0	2.1	2.3	2.0	1.9	2.1	1.9	2.0
			Sst-5	2.3	1.8	1.9	1.7	1.9	1.8	1.6	1.9	1.9	1.9
			Sst-6	2.0	1.8	1.7	1.9	1.8	1.7	1.4	1.8	1.8	1.8
	丙水域	B	Sst-7	2.6	2.4	2.3	2.1	2.2	2.2	1.6	2.1	2.0	2.4
			Sst-8	2.7	2.1	2.4	1.9	2.2	1.8	2.0	2.0	2.1	2.2
	丁水域	A	Sst-9	1.9	1.7	1.7	1.6	2.0	1.8	1.6	2.0	1.7	1.7
			Sst-10	2.1	1.9	2.0	2.1	1.6	1.9	1.8	2.2	2.1	2.1
			Sst-11	2.3	1.7	1.8	1.8	1.7	1.8	1.6	2.1	2.2	1.9
南海部郡地先	A	Nst-12※	1.7	1.6	2.2	1.5	1.7	1.5	1.6	1.2	1.5	1.9	
		Nst-4	1.8	1.6	1.8	1.4	1.8	1.9	1.8	1.6	2.1	1.5	
		Nst-5	1.6	1.6	1.7	1.3	1.7	1.6	1.5	1.7	1.5	1.7	

備考1 測定地点は、各水域の環境基準点である。  
 2 判定欄の○は環境基準を達成、×は未達成であることを示す。  
 3 ※は、平成9年度までNst-3で採水

表4-4 水質関係公害防止協定値

企業名	締結 年月日	排水基準値 (pHを除きmg/ℓ)									負荷量基準値 (kg/日)							備考			
		水濃 度	化学 的要 素	浮質 遊 物	ノキ ルサ ン含 有量	物 質 含 有 量	全 窒 素	全 リ ン	フ エ ノ ール	シ ア ン	残 留 塩 素	化学 的要 素	浮質 遊 物	ノキ ルサ ン含 有量	物 質 含 有 量	全 窒 素	全 リ ン	フ エ ノ ール	シ ア ン	排水基準値	負荷量基準値
新日本製鐵(株) 大分製鐵所	H12. 3	6号 7.5~8.6 4・5・9号 7.0~8.6	4・9号 10 5・6号 5	4・9号 20 5号 8 6号 5	1	4号 12 5・6・9号 8	4・9号 0.8 5・6号 0.5	0.05	0.05	ND	2,300	7,000	400	8,000	670	25	30	溶解性鉄 4号ふっ素 5・6・9号ふっ素 取・排水温度差 7℃以下	1 4 1.5	溶解性鉄 ふっ素	1,300 2,000
(株)興人佐伯工場	S50. 8	5.5~8.5	130 (100)	65 (50)	-	3.3* (2.5)	0.6* (0.4)	-	-	-	13,500	6,750	-	* 338	* 54	-	-				
住友化学工業(株) 大分工場	H13.12	5.8~8.6	45 (40)	25 (20)	0.5	10 (8)	5 (3)	0.2	-	-	3,400	1,700	-	680	255	-	-	BOD ふっ素 ジクロロメタン ほう素 タイキシン類 トルエン フェニトロチオン 銅含有量 トトラカロチン 1,2-ジクロロエチン	20(15) 7(6) 0.04 3 2 1.2 0.006 1 0.02 0.012	BOD ふっ素	1,275 510
王子製紙(株) 大分工場	H14.11	5.8~8.6	75	35	1	7	0.5	0.4	-	-	3,400	1,540	45	300	18	15	-	BOD ダイオキシン類	70 1	BOD	3,050
昭和電工(株)及び そのグループ各社	H 9. 7	10号排水口 6.0~8.6	6 (3)	8 (4)	0.5	2 (1)	0.4 (0.2)	0.03	ND	-	3,523	4,526	260	1,178	260	-	-	取・排水温度差 7℃以下			
新日鐵化学(株) 大分製造所	H元. 3	6.0~8.6	15 (10)	15 (11)	1	20 (12)	3 (2)	0.5 (0.2)	-	-	43.2	47.5	4.3	51.8	8.6	0.9	-				
九州石油(株) 大分製油所	H 9. 4	6.0~8.6	15 (10)	15 (10)	1	12 (10)	2 (1)	0.1	ND	ND	156	156	15.6	156	15.6	1.6	-	取・排水温度差 7℃以下			
九州電力(株) 新大分火力発電所	H 7. 7	1・2号系列 5.8~8.6 3号系列 5.8~8.6	10 (7) 10 (6)	10 (7)	1	30 (20)	3 (2)	-	-	ND	1・2号系列 11.2 3号系列 10.8	11.2 12.6	1.6 1.8	32 36	3.2 3.6	-	-	取・排水温度差 7℃以下			
日鉱金属(株) 佐賀関精錬所	H 8. 6	5.8~8.6	15 (6)	30 (10)	1	3 (1.5)	0.6 (0.3)	-	-	-	1,520	2,533	126	380	76	-	-	銅 亜鉛 カドミウム 砒素 鉛 セレン	1(0.6) 5(3) 0.01 0.1 0.1 0.1		
太平洋セメント(株) 津久見工場	S47. 6	6.0~9.0	-	50	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				

備考 1 ( )内は、日間平均値である。

2 全窒素、全リンのうち\*印のついてものは、それぞれアンモニア態窒素、リン酸態リンである。

表4-5 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定事業場数（平成15年3月31日現在）

水濁法施行令別表第1の号番号	業種名	日平均排水量50m <sup>3</sup> 以上の特定事業場				日平均排水量50m <sup>3</sup> 未満の特定事業場				計	
		指定地域内事業場		瀬戸内法適用区域外の地域	小計	指定地域内事業場		瀬戸内法適用区域外の地域	小計	特定事業場数	瀬戸内法適用区域外の地域
		大分市内	その他の地域			大分市内	その他の地域				
1の2	畜産農業又はサービス業					19	331	63	413	413	
2	畜産食料品製造業		4		4	4	30	6	40	44	4
3	水産食料品製造業		6	1	7	13	122	8	143	150	6
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業		4	5	9	16	132	87	235	244	4
5	みそ、しょう油等製造業		4		4	3	65	16	84	88	4
8	パン・菓子の製造業又は製あん業		2		2	3	10	3	16	18	2
10	飲料製造業	1	7	3	11	5	65	9	79	90	8
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業						11	1	12	12	
12	動植物油脂製造業						2		2	2	
16	めん類製造業		1		1	11	26	4	41	42	1
17	豆腐又は煮豆の製造業		1		1	41	213	37	291	292	1
18の2	冷凍調理食品製造業						9		9	9	
18の3	たばこ製造業		1		1					1	1
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業			1	1	2	5		7	8	
21	化学繊維製造業		1		1					1	1
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業			4	4		5	12	17	21	
21の3	合板製造業							1	1	1	
22	木材薬品処理業						5	1	6	6	
23	パルプ・紙又は紙加工品の製造業	3	1		4		1		1	5	4
23の2	新聞業・出版業・印刷業又は製版業					13	1		14	14	
24	化学肥料製造業					1	2		3	3	
27	25号及び26号の事業以外の無機化学工業製品製造業		3		3	1			1	4	3
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業					2			2	2	
33	合成樹脂製造業		1		1	1	1		2	3	1
34	合成ゴム製造業					1			1	1	
37	31号から36号までの事業以外の石油化学工業	3			3	1			1	4	3
46	28号から45号までの事業以外の有機化学工業製品製造業	2			2	2			2	4	2
47	医薬品製造業	1			1		1		1	2	1
49	農薬製造業							1	1	1	
51	石油精製業	1			1					1	1
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業等	1			1					1	1
52	皮革製造業					1			1	1	
53	ガラス又はガラス製品の製造業					1			1	1	
54	セメント製品製造業					26	50	6	82	82	
55	生コンクリート製造業		1		1	20	121	19	160	161	1
58	窯業原料の精製業		2		2					2	2
59	砕石業		1	1	2	5	7	8	20	22	1
60	砂利採取業					12	6	2	20	20	
61	鉄鋼業	3			3	1			1	4	3
62	非鉄金属製造業		1		1		1		1	2	1
63	金属製品製造業又は機械器具製造業		1		1	1	9		10	11	1



水濁法施行令別 表第1の号番号	業種名	日平均排水量50m <sup>3</sup> 以上の特定事業場				日平均排水量50m <sup>3</sup> 未満の特定事業場				計	
		指定地域内事業場		瀬戸内法適用区域外の地域	小計	指定地域内事業場		瀬戸内法適用区域外の地域	小計	特定事業場数	瀬戸内法適用区域外の地域
		大分市内	その他の地域			大分市内	その他の地域				
63の2	空きびん卸売業					1	1		2	2	
64	ガス供給業又はコークス製造業	1			1		2		2	3	1
64の2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道					6	3		9	9	
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	2	3		5	10	14	1	25	30	5
66	電気めつき施設		1	1	2	7	38		45	47	1
66の2	旅館業	4	67	36	107	189	1,225	202	1,616	1,723	71
66の3	共同調理場		2		2	3	11	2	16	18	2
66の4	弁当仕出し屋又は弁当製造業	1			1	7	6		13	14	1
66の5	飲食店	5	5	7	17	14	2	7	23	40	10
67	洗たく業	2	3		5	93	194	27	314	319	5
68	写真現像業					30	63	6	99	99	
68の2	病院	3	1		4	4	1		5	9	4
69	と畜業又はへい獣取扱業		1	1	2		2		2	4	1
70の2	自動車分解整備事業					11	1		12	12	
71	自動式車両洗浄施設	1			1	250	322	55	627	628	1
71の2	試験研究機関	2	5	1	8	24	33	3	60	68	7
71の3	一般廃棄物処理施設					2	23	2	27	27	
71の4	産業廃棄物処理施設	1			1	2	1		3	4	1
71の5	トリクロロエチレン等による洗浄施設		1		1	8	4	1	13	14	1
72	し尿処理施設	46	91	13	150	6	23	1	30	180	75
73	下水道終末処理施設	5	20	2	27		4		4	31	
74	特定事業場から排出される水の処理施設	1	1		2	4	13	1	18	20	2
	指定地域特定施設	58	58		116	166	88		254	370	
	計	147	301	76	524	1,043	3,305	592	4,940	5,464	245